

第22回社会保障審議会	資料3-1-3
平成23年8月29日	

基礎年金国庫負担割合2分の1財源確保の
検討状況について

基礎年金国庫負担割合2分の1財源確保の検討状況

これまでの経緯（現在の基礎年金国庫負担割合2分の1の維持のスキーム）

(1) 平成16年改正：制度の長期的安定のため、基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げを決定

○平成16年改正においては、長期的な給付と負担の均衡を確保するとともに、現役世代の負担が過重とならないよう、次の4点を大きな柱とする改正を行い、制度の持続可能性を維持することとした。

＜平成16年改正の4つの柱＞

①上限を固定した上での保険料の引上げ

※保険料を段階的に引き上げつつ、平成29年度以降、その水準を固定（負担の上限の明確化）。

②負担の範囲内で給付水準を自動調整する仕組みの導入

※現役世代の人口減少（制度の支え手の減少）を勘案しつつ、給付水準を自動調整するマクロ経済スライドの導入。

③積立金の活用

※財政均衡期間（おおむね100年）の終了時に、給付費1年分程度の積立金を保有することとし、積立金を活用して後世代の給付に充てる。

④基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げ

※所要の安定的な財源を確保する税制抜本改革を行った上で、平成21年度までに国庫負担割合を2分の1へ引上げ。

(2) 平成21年改正：16年改正のスキームの維持のため、税制抜本改革までの間も国庫負担割合2分の1の維持を義務化

○平成16年改正の課題であった「基礎年金国庫負担割合2分の1」について、所得税法等改正法附則104条の税制抜本改革によって安定財源が確保される年度（特定年度）以降、2分の1とすることとしつつ、それまでの間も「臨時の法制上・財政上の措置」によって、2分の1を維持することが義務づけられた。

＜平成21年改正の主な内容＞

①特定年度以後は、恒久的に国庫負担割合2分の1とする。

②平成21・22年度については、臨時財源（財投特会からの特例的な繰入金）を確保し、国庫負担割合2分の1とする。

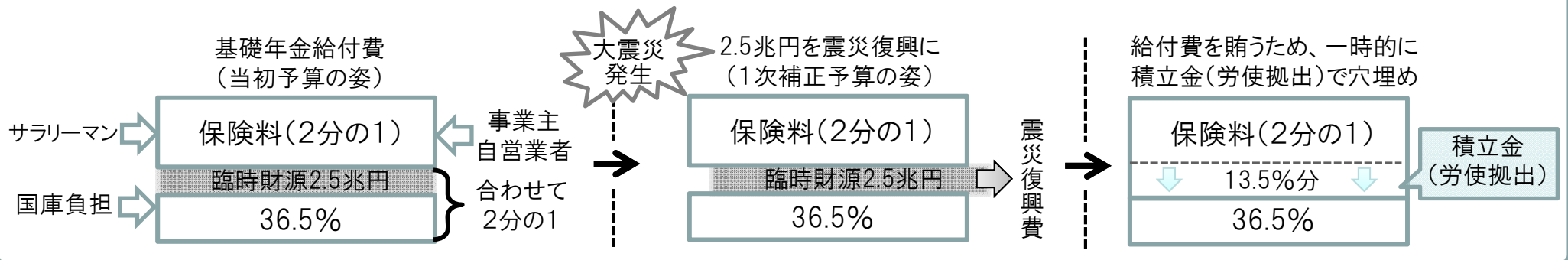
③平成23年度から特定年度の前年度までは、国庫負担割合2分の1を維持するよう、臨時の法制上・財政上の措置を義務づけ。

平成23年度当初予算における対応

- 平成21年改正のスキームを踏まえ、平成23年度の基礎年金国庫負担割合2分の1の維持のための臨時財源を確保し、当初予算に計上。
- 上記財源措置に併せて、以下の内容の法案を国会に提出。
 - ①平成23年度については、臨時財源(2.5兆円)を活用し、基礎年金国庫負担割合2分の1を維持する。
 - ②平成24年度から特定年度の前年度までの間は、税制抜本改革により確保される財源を活用し、基礎年金国庫負担2分の1を維持するよう、必要な法制上・財政上の措置を講ずるものとする。

東日本大震災からの復旧・復興のための第1次補正予算における対応（参考資料1・2）

- 東日本大震災の発生に伴い、年金臨時財源2.5兆円分を緊急的に震災復興に転用(第1次補正予算)。現在、平成23年度の国庫負担割合2分の1の財源は手当てされておらず、年金財政に穴が空いている状態。



年金制度の安定的運営・信頼確保の観点から今後求められる対応

➡ 平成23年度の基礎年金国庫負担割合2分の1の維持に要する費用の早期繰入れの実現。(参考資料3)

※ 本年8月9日の3党(民主・自民・公明)の確認書において、年金臨時財源2.5兆円分の費用について、「第3次補正予算の編成の際に、復興債で補てんすることとし、そのための財源確保策と併せて、各党で検討する。」旨が示されており、できる限り早期の繰入れを実施することが必要。

➡ 平成24年度以降の基礎年金国庫負担割合2分の1の維持のため、社会保障・税の一体改革の実現。

※ 基礎年金国庫負担割合2分の1の達成は、年金制度の長期的・安定的運営のために不可欠であり、その恒久財源の確保のためにも、社会保障・税の一体改革の実現が必要。

「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案」の内容の変更について

2月14日に国会に提出した法案の概要

○ 平成23年度について、国庫は、臨時の財源により、国庫負担割合2分の1と36.5%の差額を負担することとする。

- ・ (独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構特例業務勘定の利益剰余金(1.2兆円)
- ・ 財政投融资特別会計財政融資資金勘定の積立金・剰余金(1.1兆円)
- ・ 外国為替資金特別会計の剰余金(0.2兆円)

○ 平成24年度から税制の抜本的な改革により安定財源の確保が図られる年度の前年度までの各年度については、上記の差額に相当する額を税制の抜本的な改革により確保される財源を活用して国庫の負担とするよう、必要な法制上・財政上の措置を講ずるものとする。

○ 平成23年度の国民年金保険料の免除期間について、国庫負担割合2分の1を前提に、年金額を計算するものとする。

※ 国民年金保険料免除期間の年金額は、国庫負担分相当とされている。(平成20年度まで:3分の1 平成21年度及び22年度:2分の1)

変更後の概要(4月28日閣議決定・国会提出)

○ 左記の臨時財源を平成23年度の基礎年金に充てる旨を定めている規定を削る。

※ 左記の財源は補正予算に充てられることとなり、そのための法案が別途提出される。

○ 以下の趣旨の規定を置く。

- ・ 平成23年度の基礎年金国庫負担割合は2分の1とする。
- ・ ただし、平成23年度の2分の1と36.5%との差額は、税制抜本改革により確保される財源を活用して、年金財政に繰り入れる。

変更無し

変更無し

補正予算編成に際して国家戦略担当・財務・厚生労働3大臣で合意した文書（4月19日）

平成23年度の基礎年金国庫負担について

標記については、「平成23年度以降の基礎年金国庫負担の取扱いについて」（平成22年12月22日 国家戦略担当・財務・厚生労働大臣合意）において取扱いを定めたところであるが、東日本大震災に対処するために要する費用の財源を確保する等の観点から、以下のとおりとする。

- 法律上、平成23年度基礎年金国庫負担割合は2分の1であることを明記する。
- ただし、平成23年度の2分の1と36.5%との差額は、税制抜本改革により確保される財源を活用して、年金財政に繰り入れることを併せて法制化することとする。

平成23年4月19日

確 認 書

民主党、自由民主党及び公明党の三党は、以下の点について確認する。

一、歳出の見直しについては、以下のとおりとする。

- ・ 高速道路無料化については平成24年度予算概算要求において計上しないこととする。
- ・ 高校無償化及び農業戸別所得補償の平成24年度以降の制度のあり方については、政策効果の検証をもとに、必要な見直しを検討する。

なお、これらを含めた歳出の見直しについて、平成23年度における歳出の削減を前提に、平成23年度第3次補正予算ならびに平成24年度予算の編成プロセスなどにあたり、誠実に対処することを確認する。

一、上記歳出の見直しと併せ、子ども手当等の見直しによる歳出の削減について、平成23年度補正予算において減額措置することを、特例公債を発行可能とするための法案の附則に明記する。

一、法人税減税等を含む平成23年度税制改正法案（その内容を一部切り出して6月22日に成立した法律にあるものを除く）については、復興のための第3次補正予算の検討と併せ、各党間で引き続き協議する。

一、東日本大震災復興基本法第8条に規定する復興債の償還財源の具体的内容や償還ルールなど、あらかじめ決めることとされているその償還の道筋については、第3次補正予算の編成までに、各党で検討を進める。

一、平成 23 年度第 1 次補正予算における財源措置として活用した年金臨時財源については、第 3 次補正予算の編成の際に、復興債で補てんすることとし、そのための財源確保策と併せて、各党で検討する。

一、以上を踏まえて、特例公債を発行可能とするための法案について速やかに成立させることとする。

以上、確認する。

平成 23 年 8 月 9 日

民主党幹事長

自由民主党幹事長

公明党幹事長